

諮問日：令和4年11月28日

答申日：令和5年3月31日

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

審査請求人が令和4年1月1日付けで提起した処分庁青森市長（以下「処分庁」という。）による住民異動届不受理決定処分に対する審査請求（以下「本件審査請求」という。）は棄却すべきとする審査庁の判断は妥当である。

### 第2 事案の概要

#### 1 審査請求に係る処分

処分庁は、令和3年12月21日付けで、審査請求人に対し、住民異動届不受理決定処分（以下「本件処分」という。）を行い、審査請求人は、令和3年12月23日に本件処分があったことを知った。

#### 2 審査請求

審査請求人は、令和4年1月1日付けで、審査庁に対し、「本件処分を撤回し、住民異動届を受理せよ」との趣旨の審査請求書を提出した。

### 第3 審査関係人の主張の要旨

#### 1 審査請求人の主張

(1) 本件処分は電子的公正証書原本不実記載罪であり、怠業等の地方公務員法違反、刑法犯である職権濫用、威力又は偽計業務妨害等の犯罪である。

(2) 令和3年9月16日付けの審査請求人の住民異動届に対し、処分庁は同年12月21日付けで不受理決定をしたものであるが、当該処分までに3か月以上かかったのは不自然であり、この間に電子的公正証書の改ざんを行った。

#### 2 審査庁の主張

審理員意見書のとおり本件処分には違法又は不当な点は認められないため、本件審査請求については棄却すべきものとする。

### 第4 審理員意見書の要旨

#### 1 審理員意見書の結論

本件審査請求には理由がないから、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第45条第2項の規定により棄却されるべきである。

#### 2 審理員意見書の理由

(1) 本件に係る法令の規定について

ア 住民基本台帳制度は、市町村において、住民の居住関係の公証、選挙人名簿の登録その他の住民に関する事務の処理の基礎とするとともに住民の住所に関する届出等の簡素化を図り、併せて住民に関する記録の適正な管理を図るため、住民に関する記録を正確かつ統一的に行うものとして設けられた制度であって、これにより住民の利便

- を増進するとともに、国及び地方公共団体の行政の合理化に資することを目的とするものである（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号。以下「法」という。）第1条）。
- イ 市町村長は、常に、住民基本台帳を整備し、住民に関する正確な記録が行われるように努めるとともに、住民に関する記録の管理が適正に行われるように必要な措置を講ずるよう努めなければならない（法第3条第1項）、その住民につき、氏名、出生の年月日、男女の別等法第7条所定の事項を記録する住民票を世帯ごとに編成して、住民基本台帳を作成する義務を負っている（法第5条及び第6条第1項）。
- ウ 他方、住民は、常に、住民としての地位の変更に関する届出を正確に行うように努めなければならない、虚偽の届出その他住民基本台帳の正確性を阻害するような行為をしてはならないとされている（法第3条第3項）。
- エ そして、住民票の記載、消除又は記載の修正（以下「記載等」という。）は、政令で定めるところにより、法の規定による届出に基づき、又は職権で行うこととされ（法第8条）、これを受けて住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号。以下「施行令」という。）では、市町村長に対し、その市町村の住民基本台帳に記録されている者が転出をし、又は死亡したときその他その者についてその市町村の住民基本台帳の記録から除くべき事由が生じたときは、その者の住民票を消除することを義務付け（施行令第8条）、法の規定による届出があったときには、当該届出の内容が事実であるかどうかを審査して、住民票の記載等を行わなければならないとされている（施行令第11条）。

## （2）本件処分について

上記（1）を踏まえ、処分庁は、転出届等の法の規定による届出が提出された際には、施行令第11条の規定に基づき、その記載内容が事実であるかどうかを審査するため、住民記録システム、住居表示街区位置図、土地所在地確認リスト等により確認の上で、住民票の記載等を行っている。

本件処分においても、処分庁は、審査請求人から当該届出が提出されたことから、施行令第11条に基づき、当該届出内容を審査するため、住民記録システムとの突合・確認を行ったところ、異動者として記載のあったA氏については、異動日とされている令和3年9月16日時点で、当該届出に記載されていた「いままでの住所」に存在していなかったことから、当該届出を不受理としたものであり、法令に基づき適切に行われたものと認められる。

したがって、本件処分は、違法又は不当であるとは認められない。

その他、審査請求人は種々主張するが、いずれも独自の見解であって採用することはできない。

## 第5 調査審議の経過

当審査会は、本件審査請求について、次のとおり調査審議を行った。

令和4年11月28日	諮問書の受理
令和5年1月25日	調査審議
令和5年3月29日	調査審議

## 第6 審査会の判断の理由

### 1 関係法令の要旨

(1) 施行令第8条において、市町村長は、その市町村の住民基本台帳に記録されている者が転出をし、又は死亡したときその他その者についてその市町村の住民基本台帳の記録から除くべき事由が生じたときは、その者の住民票を削除しなければならないことが規定されている。

(2) 転出届等の届出に基づく住民票の記載、削除又は記載の修正(以下「記載等」という。)について、施行令第11条において、市町村長は、法の規定による届出があったときは、当該届出の内容が事実であるかどうかを審査して、住民票の記載等を行わなければならないことが規定されている。

### 2 本件処分について

本件処分について、処分庁は、審査請求人から住民異動届が提出されたことから、当該届出内容を審査するため、住民記録システムとの突合・確認を行ったところ、異動者として記載のあったA氏については、異動日とされている令和3年9月16日時点で、当該届出に記載されていた「いままでの住所」に存在していなかったことから、当該届出を不受理としたものであり、前記1に掲げる関係法令の規定に照らし、違法又は不当な点は見当たらず、適正に行われたものと認められる。

なお、審査請求人は、本件処分が電子的公正証書原本不実記載罪である等の旨主張するが、いずれも審査請求人の独自の見解である。

このほか、審査請求人は、審理員が再弁明書を却下せず審理員意見書を提出したことは不適法なものである旨主張する。

行政不服審査法及び行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行について(平成28年1月29日付け総管管第6号総務大臣通知)によると、審査請求人から提出された反論書について、審理員は、反論の機会を与えるため、他の審理関係人に送付しなければならないものとされている。これは、処分庁による再度の弁明の機会を与える趣旨と解されるものであり、審理員が再弁明書を却下せず審理員意見書を提出したことについて、特段違法又は不当と認められる点はうかがわれない。

以上によれば、審査請求人の主張は、いずれも本件処分の取消し等を求める理由として採用することはできない。

### 3 審査請求に係る審理手続について

本件審査請求に係る審理手続について、違法又は不当な点は認められない。

### 4 結論

以上のことから、当審査会は、第1記載のとおり判断する。

青森市行政不服審査会	会 長	遠藤 哲哉
	委 員	磯 裕一郎
	委 員	蝦名 和美